

※作業開始日を含まず、7日前までに提出

特定建設作業実施届出書

令和 3年 4月 1日

新居浜市長 殿

届出者 新居浜市一宮町1-5-1
O◇×建設(株)
代表取締役社長 新居浜 太郎
電話番号 0897-33-5151

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

Table with 10 rows and 5 columns containing construction details: 建設工事の名称 (O△ビル建設工事), 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類 (鉄筋コンクリート造8階), 特定建設作業の種類 (くい打機を使用する作業), 特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様 (防音装置付パイプロハンマー A社製 (型式)), 特定建設作業の場所 (新居浜市O○町O丁目O-O), 特定建設作業の実施の期間 (自 令和 3年 4月 9日 至 令和 3年 4月 30日), 特定建設作業の開始及び終了の時刻 (作業開始 自 9時 作業終了 至 17時), 騒音の防止の方法 (事前挨拶、板囲いの設置), 発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (新居浜市O○町O-O O○産業(株)), 届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所 (新居浜市O○町O-O 新居浜 次郎), 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (新居浜市O○町O-O O○土木(株)), 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 (新居浜市O○町O-O 新居浜 四郎), ※ 受 理 年 月 日, ※ 審 査 結 果

※定格出力を記入

OOkw

重要 < 【特定】建設作業実施届出書の添付書類について >

- 1 建設作業の場所の附近の見取図
2 建設工事の工程の概要を示した工事工程表で使用する機械の稼働期間を明示したもの
※必要に応じて、道路法又は道路交通法に基づく許可書(協議書)の写し、代表者の委任状、住民との協定書等の写し、機械、工法等の参考資料を添付する。
提出部数: 2部(届出書一式の正本とその写し1通) お問い合わせ: 環境衛生課 Tel.65-1512

令和3年1月から押印は無くても構いません。

< 【特定】建設作業の種類 >

(記入例)
・バックホウを使用する作業
・さく岩機を使用する作業 など
※届出は、【特定】建設作業の種類ごとに提出するため作業の種類は1つのみ記入する。

< 【特定】建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様 >

(記入例)
・バックホウ B社製 型式C-101 出力 180kW
・空気圧縮機 D社製 型式E-102 出力 15kW など
※使用する機械の名称、型式及び仕様を記入する。この欄に記入しきれない場合は、別紙に記入し添付する。

< 騒音の防止の方法 >

(記入例)
・住民説明会を○月○日に行い、工事内容を説明した。
・使用する機械は可能な限り低騒音型とした。
・現場周囲に養生シートを設置する。
・現場周囲に高さ3mの万能鋼板の囲いを設置する。
・作業時には、エンジンの無理な負荷あるいは空ぶかしをしないように従業員に徹底させる。 など
※記入例を参考に、防止の措置を具体的に記入する。

< 届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所 >

※現場事務所がある場合は、その旨を記入する。

< 下請負人が【特定】建設作業を実施する場合 >

※下請負人が【特定】建設作業を実施する際に記入するが、下請負人が複数となり、記入しきれない場合は、別紙に記入し添付する。

TIPS

バックホウを使用する作業

愛媛県では、低騒音型でない定格出力 80 kW 以上のバックホウ

騒音規制法での届出 (様式第9)

定格出力 22.5 kW 以上のバックホウ (低騒音型も含む)

愛媛県公害防止条例での届出 (様式第23) となります。

- 備考 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
3 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
5 ※印の欄には、記載しないこと。
6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

その他注意事項

- ・騒音規制法・振動規制法・愛媛県公害防止条例で定められた【特定】建設作業を伴う建設工事を行う場合、それぞれについて該当する様式(記入方法はほぼ同じ)により届出が必要です。
※添付書類は各法・条例共通
・作業を開始した日に終了するものについては届出不要です。
・災害その他非常の事態の発生により【特定】建設作業を緊急に行う必要がある場合は届出を行う状態になったときには、すみやかに届出する。